

令和6年度[第36-G7102-01号]静岡県狩野川流域下水道
ウォーターPPP導入に関する方策検討業務委託 業務説明書

静岡県発注の『令和6年度[第36-G7102-01号]静岡県狩野川流域下水道ウォーターPPP導入に関する方策検討業務委託』に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

静岡県(以下「県」という。)では、人口減少下においても県及び県内市町が所管する下水道事業の持続可能性を確保していくため、官民連携や広域化を進めてきたが、さらなる効率化に向けて、維持管理と更新の一体的なマネジメントに民間のノウハウを活用するウォーターPPP^{※1}の導入について検討を開始したところである。

本業務は、県が所管する流域下水道における導入に向けた枠組みのほか、広域的な取組として流域関連公共下水道^{※2}(以下「関連下水道」という。)を含めるウォーターPPPの導入可能性も検討し、具体的な議論を進めていくための基本案をとりまとめることを目的とする。

※1:コンセッション方式(Lv4)と管理・更新一体マネジメント方式(Lv3.5)の総称

※2:流域下水道に接続している5市3町(西部処理区:沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町、東部処理区:伊豆市、伊豆の国市、函南町)の公共下水道を指す。

(2) 業務内容

- ア 業務計画
- イ 現状把握と課題の整理
- ウ 事業の枠組み(スキーム)の検討
- エ 事業発案段階のマーケットサウンディング(対話型市場調査)
- オ 導入効果の検証
- カ 事業の枠組み(スキーム)及び官民連携手法の選定
- キ 照査
- ク 報告書作成
- ケ 業務の打合せ

詳細は、別紙「静岡県狩野川流域下水道ウォーターPPP導入に関する方策検討業務委託特記仕様書」参照のこと。

(3) 履行期限

令和7年9月30日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、44,330,000円(消費税込み)とする。

(5) 業務実施上の条件

業務の打合せの回数は5回とし、初回、成果納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。なお、作業の進捗に応じて協議の上、打合わせ回数を変更できるものとする。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----|
| ア 電子データ(CD-R) | 2部 |
| イ 報告書(A4版) | 3部 |
| ウ 報告書概要版 | 3部 |
| エ 協議議事録 | 3部 |
| オ その他業務により生じた資料 | 1式 |

2 参加表明書及び技術提案書を提出する参加者の構成

(1) 参加者は、単体法人又は複数の法人で構成される企業グループとする。

(2) 企業グループを構成する企業数の上限は任意とするが、提案する事業の実施に関して各構成員が適切な役割を担うものとする。

- (3) 企業グループとして参加する場合は、企業グループを構成する法人（以下、「構成員」という。）の中から代表者を定め、代表者が企画提案書を提出すること。なお、参加申し込み後に構成員を変更すること及び代表者が提案内容の全てを他の法人に再委託することは認めない。
- (4) 企業グループの構成員は、本件に係る他の参加者と重複できないものとする。

3 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道・水道・工業用水道の公共施設等運営事業（コンセッション Lv4）または管理・更新一体マネジメント方式(Lv3.5)における PFI アドバイザリー業務*について、元請または共同で受注した実績を有すること。
 ※「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」（令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局下水道部）61 ページ図表 3-1 に示すステップ0からステップ4までの業務（別添1参照）、事業者公募支援業務及び選定手続き支援業務
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が2者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

- (1) 提出期間
 令和6年12月2日（月）から令和6年12月25日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間
- (2) 提出先
 別表1に示す、静岡県交通基盤部都市局生活排水課流域下水道班まで提出すること（電子メール、持参、郵送による。）
- (3) 提出内容

ア 参加表明書（様式1号）	1部
イ 技術提案書（別表2に示す様式4～8号、根拠書類を含む）	各1部

ウ	イのPDF形式データ（根拠書類を含む）を記録したCD-R （持参、郵送の場合のみ）	1枚
エ	見積書（様式自由）	1部

5 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 参加表明書（様式1号）
様式1号により作成すること。
- (2) 技術提案書（様式4～8号）
 - ア 作成上の基本事項
技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。また、他の建設コンサルタント等の協力を得て又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。なお、本説明書において記載された事項以外の内容が技術提案書に含まれている場合は、その部分の提案を無効とする。
 - イ 作成方法及び内容に関する留意事項
別表2により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは11ポイント以上とする。
 - ウ 技術提案書の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、技術提案書を無効とし、非選定又は非特定とすることができる。
 - エ 参考資料
技術提案書の作成にあたり、下記の資料を参考にすることができる。
 - ・「静岡県の生活排水処理 令和5年度版」
URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/gesuido/1029834.html>
 - ・静岡県流域下水道事業経営戦略
URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/gesuido/1029840.html>

6 本説明書及び縦覧資料等に対する質問

- (1) 本説明書及び縦覧資料等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により電子メールにより提出すること。なお、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。
 - ア 受付期間
令和6年12月2日（月）午前9時から令和6年12月9日（月）午後5時までの間。（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間）
 - イ 提出先
別表1に示す、静岡県交通基盤部都市局生活排水課流域下水道班
 - ウ その他
文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話番号、電子メールアドレス等を併記すること。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
回答した日から令和6年12月24日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの間
 - イ 閲覧場所
静岡県生活排水課ホームページ

7 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、別表3の「1 予定技術者の経験及び能力」と「2 企業の能力等」の評価の合計が上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和7年1月9日（木）までに通知する。

8 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、令和7年1月9日（木）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の日の翌日から令和7年1月17日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非選定理由について説明を求められることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和7年1月20日（月）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、別表1の1に示す静岡県交通基盤部都市局生活排水課流域下水道班まで提出すること。提出方法は、電子メールによるものとし、その旨を電話で連絡すること。

9 ヒアリング

技術提案書の提案内容等について、配置予定の管理技術者に対して、次のとおりヒアリングを実施し、技術提案書の評価を行う。なお、ヒアリング出席者は管理技術者とするが、補助として担当技術者1名の出席を認めるものとする。ヒアリングは、「6 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定された者のみ実施する。

- (1) 実施日時
令和7年1月15日（水）
(1社に対し30分程度、詳細な時間については別途通知する。)
- (2) 実施方法
原則、WEBによるテレビ電話システムでのヒアリングとする。使用するシステム等については、事前に担当窓口と調整することとし、通話環境に係るテスト等を事前に行ったうえで、ヒアリングを行う。
- (3) ヒアリング事項
ア 配置予定の管理技術者から技術提案書の内容について説明
イ 質疑応答
(ア) 配置予定の管理技術者の経歴及び業務実績
(イ) 技術提案の内容（実施方針、特定テーマ）
- (4) その他
ア ヒアリング時における、資料の追加は認めない。
イ 参加時に配置予定の管理技術者であることを確認することができる写真付の身分証明書を持参すること。

10 契約予定者の特定

- (1) 評価基準
技術提案書を別表3の評価項目・基準で評価し、技術評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、技術評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、技術評価において評価点の合計が満点の60%以上に満たない者は特定しない。
- (2) 契約予定者への通知
契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和7年1月22日（水）までに通知する。

11 非特定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者（「6 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和7年1月22日（水）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和7年1月29日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非特定理由について説

明を求めることができる。

- (3) 説明を求められたときは、令和7年1月31日（金）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、別表1の1に示す静岡県交通基盤部都市局生活排水課整備班まで提出すること。提出方法は、電子メールによるものとし、その旨を電話で連絡すること。

12 契約条件等

- (1) 契約書の作成
契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 契約保証金
免除する。

13 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

- (1) 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号）
- (2) 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し

14 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

15 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 今回業務を受注したコンサルタント及び、今回業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、今回業務に係る委託*の入札に参加し又は請け負うことができない。
上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。
ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
※今回業務に係る委託とは、下水処理場等のウォーターPPP(1(1)※1 参照)を指す。アドバイザー業務の委託は含まない。
- (3) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。
ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合

- イ 参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (5) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (8) 照会窓口は、別表1のとおりとする。
- (9) 契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。ただし、技術提案書の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。また、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、技術提案履行確認シートを契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。なお、契約予定者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために、具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (10) 監督員は、上記技術提案履行確認シートに基づき工程上適切な時期に履行状況を確認する。技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案書の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、静岡県委託業務等成績評定要領及び静岡県委託業務等成績評定考査基準に基づき業務執行に係る過失に伴う減点として、減点の対象とする。また、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

別表 1 (窓口) 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県交通基盤部都市局

部 局 名	電 話	E-mail
生活排水課 流域下水道班	TEL : 054-221-3189	gesui@pref. shizuoka. lg. jp

別表 2 (技術提案書の作成及び記載上の留意事項)

様式 2 号を技術提案書の表紙として、以下の様式を記載の上、提出すること。

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
企業の業務実績・能力等 (様式 4 号)	<p><参加要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道・水道・工業用水道の公共施設等運営事業（コンセッションLv4）または管理・更新一体マネジメント方式(Lv3.5)における PFI アドバイザリー業務を、元請または共同として、参加表明書提出日までに受注している業務を記載すること。 ・参加要件として記載する業務は、1 事業につき 1 件とする。また、修正等の業務は認めない。 <p><評価項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種業務の実績（件数）を、完了業務と契約中業務の件数に分けて、それぞれ記載すること。 <p>【同種業務】</p> <p>下水道・水道・工業用水道の公共施設等運営事業（コンセッション Lv4）または管理・更新一体マネジメント方式(Lv3.5)における導入可能性調査業務^{※1}</p> <p>※1「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」（令和 5 年 3 月国土交通省水管理・国土保全局下水道部）61 ページ図表 3-1 に示すステップ 1 からステップ 4 までの全てを含む業務（別添 1 参照）。ただし、複数業務による実績も認める。</p> <p>○根拠書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県における有効な「建設関連業務入札参加資格の審査結果」通知の写しを添付すること。 ・業務が参加要件又は同種業務に該当していることが確認できる資料（契約図書の写し、図面、仕様書、完了検査結果通知など）を添付すること。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認出来る場合は、契約図書の写し等の提出は省略できる。 ・令和 6 年 3 月 31 日までに I S O の認証取得がある場合、それを証明する書類を添付すること。
業務実施体制 (様式 5 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び（以下、「配置予定技術者」という。）を記載する。 ・配置予定の担当技術者は、複数（最大 3 名まで）とすることができるが、代表となる担当技術者を評価の対象とするため、代表担当技術者が明確にわかるようにすること。ただし、業務を分担して実施する場合の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。 ・分担業務の内容は、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行ない、担当技術者としての評価はしないものとする。

<p>予定技術者の経歴 (様式6-1号) (様式6-2号)</p>	<p><評価項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の同種又は類似業務経験は、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、参加表明書提出日までに受注している業務経験を記載する。 <p>【同種業務】</p> <p>下水道・水道・工業用水道の公共施設等運営事業（コンセッションLv4） または管理・更新一体マネジメント方式(Lv3.5)における導入可能性調査業務^{※1}</p> <p>※1「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」 （令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局下水道部）61 ページ図表 3-1 に示すステップ1からステップ4までの全てを含む業務（別添1参照）。ただし、複数業務による実績も認める。</p> <p>【類似業務】</p> <p>下水道・水道・工業用水道の公共施設等運営事業（コンセッションLv4） または管理・更新一体マネジメント方式(Lv3.5)における導入可能性調査業務^{※2}、手法選択に向けた準備業務^{※3}、事業者公募支援業務及び選定手続き支援業務</p> <p>※2「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」 （令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局下水道部）61 ページ図表 3-1 に示すステップ1からステップ4までの一部のみの業務（別添1参照）</p> <p>※3「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」 （令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局下水道部）61 ページ図表 3-1 に示すステップ0の業務（別添1参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者の手持ち業務は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円（税込）以上の他の業務（本県以外の発注者のものも含む）で管理技術者又は担当技術者として従事している（従事予定含む）すべてを記載すること。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、業務名等の記載については不要とする。 <p>○根拠書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載した業務が同種又は類似業務に該当していることが確認できる資料（契約図書の写し、図面、仕様書、完了検査結果通知など）を添付すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認出来る場合は、契約図書の写し等の提出は省略できる。 ・配置予定技術者の保有資格については、保有資格の資格証の写しを添付すること。
<p>業務の実施方針 (様式7号)</p>	<p><評価項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「①業務の目的・内容について」、「②業務の制約となる条件等について」、「③業務の実施フロー及び工程表」、「④業務の課題等の対応方針について」、「⑤品質管理体制について」をA4版合計2ページまでに記載する。概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・文字サイズは11ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。

<p>特定テーマに対する技術提案 (様式8-1号 ・様式8-2号)</p>	<p><評価項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 <p>【特定テーマ1】</p> <p>対象範囲(県2処理区、5市3町)から、1処理区で県の場合や、2処理区で県と流域関連公共下水道の場合など、複数の枠組みが考えられるが、関係団体との合意形成を念頭に置いた導入枠組み検討プロセスにおける着目点</p> <p>【特定テーマ2】</p> <p>コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式(更新支援型または更新実施型)から、流域下水道として推奨する官民連携方式を選定するための着目点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載枚数は1テーマにつきA4版合計2ページまでとし、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載(会社名、配置技術者名等)やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
<p>参考見積 (様式自由)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見積は、業務内容及び技術提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出し作成する。 ・本業務の契約限度額は、44,330,000円(消費税込み)である。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。

別表3 (評価項目・基準)

1 技術資料

(1) 予定技術者の経験及び能力(換算後28点)【注1】

区分			評価項目	配点合計 (18点)		
			評価対象期間	評価基準	管理技術者	担当技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	制限なし	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士(次の何れかの部門) ・「上下水道部門:下水道」 ・「上下水道部門:上水道及び工業用水道」 ② 上記以外	① 4点 ② 0点	① 2点 ② 0点
	業務経験等	業務経験	技術資料提出日まで	同種又は類似業務の経験(※1)を下記の順位で評価する。 ①【同種業務】 下水道・水道・工業用水道の公共施設等運営事業(コンセッションLv4)または管理・更新一体マネジメント方式(Lv3.5)における導入可能性調査業務※1 ※1「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局下水道部)61ページ図表3-1に示すステップ1からステップ4までの全てを含む業務(別添1参照)。ただし、複数業務による実績も認める。 ②【類似業務】 下水道・水道・工業用水道の公共施設等運営事業(コンセッションLv4)または管理・更新一体マネジメント方式(Lv3.5)における導入可能性調査業務※2、手法選択に向けた準備業務※3、事業者公募支援業務及び選定手続き支援業務 ※2「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局下水道部)61ページ図表3-1に示すステップ1からステップ4までの一部のみの業務(別添1参照) ※3「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局下水道部)61ページ図表3-1に示すステップ0の業務(別添1参照) ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点

専 任 性	手 持 ち 業 務 量	告 白 日	契約金額 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事しているすべての手持ち業務件数（※2）について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が 0～1 件 ② 手持ち業務の件数が 2 件 ③ 手持ち業務の件数が 3～4 件 ④ 上記以外	① 2 点 ② 2 点 ③ 1 点 ④ 0 点	① 4 点 ② 2 点 ③ 0 点 ④ 0 点
-------------	----------------------------	-------------	--	----------------------------------	----------------------------------

※1 管理技術者又は担当技術者として従事した、参加表明書・技術提案書の提出日までに完了または受注している業務を対象とする。

※2 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円（税込み）以上の他の業務（本県以外の発注者のものを含む）で管理技術者又は担当技術者として従事している（従事予定含む）すべての件数とする。

【注1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、予定技術者の経験及び能力に関する評価点については、配点合計である 18 点を 28 점에換算する。（予定技術者の経験及び能力に関する評価点＝技術得点×28/18）

(2) 企業の能力等（換算後 12 点）【注2】

区 分	評価項目			配 点 合 計 （ 8 点）
		評 価 対 象 期 間	評 価 基 準	
企 業 の 能 力 等	確 実 性	業 務 実 績	同種業務（※1）の元請または共同での受注実績を下記の順位で評価する。 【同種業務】 下水道・水道・工業用水道の公共施設等運営事業（コンセッション Lv4）または管理・更新一体マネジメント方式（Lv3.5）における導入可能性調査業務※1 ※1「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」（令和 5 年 3 月国土交通省水管理・国土保全局下水道部）61 ページ図表 3-1 に示すステップ 1 からステップ 4 までの全てを含む業務（別添 1 参照）。ただし、複数業務による実績も認める。 ① 完了業務あり（※2） ② 契約中の業務のみ ③ 上記以外	① 6 点 ② 2 点 ③ 0 点
	取 組 の	I S O の	令和 6 年 3 月 31 日時点 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況（※3）を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ④ 上記以外	① 2 点 ② 0 点

※1 参加表明書・技術提案書の提出日までに完了または受注している業務を対象とする。

※2 完了業務とは、完了検査結果が通知された業務とする。

※3 企業の ISO の取組状況は、令和 6 年 3 月 31 日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、企業の能力等に関する評価点については、配点合計である 8 点を 12 점에換算する。（企業の能力等に関する評価点＝技術得点×12/8）

3 実施方針等（40 点）

区分	評価項目		配点
	評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的・内容	20点
		業務の制約条件等	
	実施手順	実施工程・フロー	20点
		課題等の対応方針	
		品質管理体制	

4 特定テーマに関する技術提案 (80点)

【特定テーマ1】対象範囲(県2処理区、5市3町)から、1処理区で県のみの場合や、2処理区で県と流域関連公共下水道の場合など複数の枠組みが考えられるが、関係団体との合意形成を念頭に置いた導入枠組み検討プロセスにおける着目点

【特定テーマ2】コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式(更新支援型または更新実施型)から、流域下水道として推奨する官民連携方式を選定するための着目点

	評価項目		配点
	評価基準		
特定テーマに関する技術提案	特定テーマ1	的確性	20点
		実現性	
	特定テーマ2	的確性	20点
		実現性	
		的確性	20点
		実現性	

誓約書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 業務名

〇〇〇〇業務

(当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

受 注 者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

誓約書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

*元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
 - イ 再下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
 - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所
商 号
氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」（令和 5 年 3 月国土交通省水管理・国土保全局下水道部） 61 ページ

図表 3-1 PPP/PFI 手法の選択フロー

ステップ	概要	主な内容
ステップ0	PPP/PFI手法選択に向けた準備 ▶ 0-1:目的の整理 ▶ 0-2:検討準備	・ 検討の目的を整理 ・ 検討予算獲得、検討体制・組織作り ・ 事例研究
ステップ1	現状分析・課題洗い出し ▶ 1-1:現状分析 ▶ 1-2:課題洗い出し	・ 施設・財務・人材等の観点で現状分析 ・ 現状分析結果および現場の課題意識の取りまとめ
ステップ2	対応方策と業務分類の検討 ▶ 2-1:対応策(案)の抽出 ▶ 2-2:課題への対応方針整理	・ 各課題に対しての対応可否、いつ対応するのかを整理 ・ 対応する課題に対して直営対応か、PPP対応かを整理
ステップ3	PPP/PFI手法の比較検討 ▶ 3-1:導入可能性のあるPPP/PFI手法の選択 ▶ 3-2:スキーム検討 ▶ 3-3:民間サウンディング	・ 手法を2～3つに絞る簡易判定 ・ 定性/定量的な詳細検討 ・ 実現可能性について確認
ステップ4	PPP/PFI手法の選定 ▶ 4-1:PPP/PFI手法の選定	・ 比較表の作成 ・ 手法を1つに絞る意思決定 ・ 公募へ向けた準備

:一般的な導入可能性調査(コンサル委託)範囲
 ※場合により、ステップ2、ステップ3等から委託することも想定される